

神田区松平町八番地

三 事業主側

元 新 大野屋製杖所
事業主 北川 鑑助
資本金 一五、〇〇〇円
専業 製杖業
従用労働者 男 四人

三 労働者側

争議参加労働者 四人(全員)
組合 製杖業 大野屋製杖所(協議会加盟)
争議参加労働者中組合加入者 四人(全員)
争議発生時 八月二十日

五 争議発生原因

事業主ハ事業不振ノタメ最近五十銭最高八拾銭ノ
賃銀値下ヲ發表シ更ラニ従業員ニ名ヲ解雇シタルニ
依ル

六 経過

事業不振ニ陥リタル事業主ハ従業員ノ賃銀値下ヲ断
行スルコトニ決シ八月十五日従業員ニ対シ次記ノ通
り九月一日ヨリ値下ヲ實行スルコトヲ中渡シ従業員
ハ八月二十日及二十一日組合本部員宇川 修平 小出
福作ト共ニ工場主ヲ訪問シテ値下ノ理由並ニ収支ノ
説明ヲ求メ値下ノ反対ヲ主張シタル所工場主ハ本月
二十二日従業員岸本新吉土屋辰治ヲ解雇シタリ